

第8期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

※「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き(平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課)」の自己評価シートをもとに作成

第8期介護保険事業計画に記載の内容				令和3年度(年度末実績)			公表(予定)の有無
区分	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標(事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策	
①自立支援・介護予防・重度化防止	在宅介護実態調査にて現在抱えている傷病について「認知症」が38.6%となっているが、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では認知症に関する相談窓口の認知度が低く、70%の割合で相談窓口を知らない状況である。	地域包括支援センターの機能強化	地域包括支援センターの役割についての広報、相談件数の目標値の設定 相談件数 650件	地域包括支援センターについてHPにて紹介。 介護認定結果通知時に認知症に関する相談場所として紹介するチラシを同封。	○	地域包括支援センターについての役割等HPにて紹介。 要支援認定者についても認知症の相談窓口として地域包括支援センターの紹介チラシを同封し、周知を行った。	公表予定
①自立支援・介護予防・重度化防止	第7期では「脳活リーダー研修」「脳活リーダー事後支援」を実施してきたが、受講した住民が活躍できる場がない状況である。住民が主体となり、介護予防できる場づくりを推進する。	介護予防リーダーの養成	介護予防リーダー登録数 10名	介護予防リーダー養成研修の実施、 介護予防リーダー事後支援の実施。	△	第8期介護保険事業計画では、「脳活リーダー研修」「脳活リーダー事後支援」の受講生を対象とし、「介護予防サポーターの育成」「介護予防サポーターの登録数」を目標に掲げ計画を行ったが、介護予防の「リーダー」として活躍できるよう名称、事業内容を改めた。  新型コロナウイルス感染症に伴い、介護予防リーダー養成研修等が実施できなかった。	公表予定
②給付適正化	ケアプラン点検の実施が遅く、給付費の適正化について事業所への指導が遅れている。	介護給付費等費用適正化事業	ケアプラン点検の実施 (R1) (R2) (R3) 実施月 9 9 9 事業所の書面チェック実施 抽出しての訪問チェックの実施	ケアプラン点検実施月 9月・12月 書面チェック 9事業所 訪問チェック 3事業所	◎	ケアプラン点検の書面チェックについては本町にある事業所すべてで実施し、訪問チェックの実施について早く実施することができた。 各事業所のケアプランで参考となるプランを訪問チェック時に他事業所へ紹介し、適切なケアプランの作成を依頼することができた。	公表予定
	住宅改修点検については、住環境コーディネーターの資格を保有する職員での住宅改修点検を実施。 福祉用具購入・貸与調査については理学療法士の点検数が少ない。	介護給付費等費用適正化事業	住宅改修点検 事前申請後現地での書類内容・現場確認を実施。 福祉用具購入・貸与調査 地域ケア個別会議時、アドバイザーである理学療法士から、ケアプランの整合性等の確認を依頼した。	住宅改修点検 85件 福祉用具購入・貸与調査 6件	◎	住宅改修点検:事前申請受理後、全件について現場確認を実施した。利用者と業者立ち会いを行い、改修内容の確認や、事業者への指導も実施、住環境コーディネーターの資格を保有する職員での住宅改修点検も実施できた。 福祉用具購入・貸与調査:福祉用具の購入については、申請時介護保険担当者及び保健師による内容確認については全件実施しているが、理学療法士へ依頼しての点検は費用等もあり、地域ケア個別会議時を利用し、検査の依頼をしている。検討課題として費用の捻出、理学療法士への依頼等検討する。	公表予定
②給付適正化	介護認定、サービス給付費は増加している。介護認定の適正化、医療情報との突合を実施し、必要となるサービスの把握が必要である。	介護給付費等費用適正化事業	縦覧点検(委託)	縦覧点検 国保連へ全件委託	◎	縦覧点検を国保連へ委託し、適切な給付内容であるか確認を実施した。医療情報との突合により重複請求の排除等を継続し実施する。	公表予定
②給付適正化	利用者自らがサービス内容、費用内容等を確認することができるよう、介護給付費の情報を通知している。 利用者の増加に伴い経費や事務量が増加している。	介護給付費等費用適正化事業	介護給付費通知の発送 介護給付費の内容について利用者への周知を行う。	介護報酬の請求や費用の給付状況について利用者へ通知 通知数 1,135通	◎	利用者が通知内容を理解できるよう、送付文書を発送した。年1回の通知ではあるが、利用者からの苦情等はなく利用者の増加に伴う通信費等の経費節減ができた。	公表予定